



国自旅第131号の2
平成14年10月1日

社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

自動車交通局旅客課長



身体障害者補助犬法の施行について

去る第154回通常国会において、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号。以下「法」という。）が成立し、公布されたところであり、同法に基づく身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号。以下「規則」という。）についても9月30日に公布されたところである。法及び規則には旅客自動車運送事業についても適用される規定が含まれていることから、下記の点について十分了知するとともに、貴傘下事業者に対しても周知徹底を図ることとされたい。

記

1. 法の条文は別紙1、概要は別紙2のとおりであるが、法第8条において、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。）を含む公共交通事業者等は、その管理する旅客施設、その事業の用に供する車両等を身体障害者が利用する場合において、身体障害者が身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないこととされていることから（本年10月1日から施行）、一般乗合旅客自動車運送事業者等においては、身体障害者が身体障害者補助犬を同伴する場合において適切に対応することとされたい。なお、法の施行にあわせて旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条第13号についても所要の改正が行われているので、この点についても了知されたい。
2. 規則の施行については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長より国土交通省大臣官房総務課長あてに別紙3のとおり通知されているところである。この通知の趣旨を踏まえ、一般旅客自動車運送事業者等においては、法及び規則の円滑な施行について適切に対応することとされたい。

(別紙2)

身体障害者補助犬法の概要

1 身体障害者補助犬の定義(第2条)

- ・認定を受けた道路交通法上の「盲導犬」
- ・認定を受けた「介助犬」
- ・認定を受けた「聴導犬」

2 訓練事業者の義務(第3,4条)

訓練事業を行う者は、身体障害者の状況に応じた訓練を行うこと等により、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。(なお、身体障害者福祉法に基づき、事業開始前に届出が必要。)

3 身体障害者補助犬を使用する身体障害者の責務(第13,22条)

- ・他人に迷惑を及ぼすことがないように身体障害者補助犬の行動を十分管理しなければならない
- ・身体障害者補助犬について、体を清潔に保ち、予防接種等を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない

4 身体障害者補助犬の同伴等

(1) 国等管理の施設(第7条)

国等(国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、その他政令で定める公共法人)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合の身体障害者補助犬の同伴、又はその管理する事業所に勤務若しくは住宅に居住する身体障害者の身体障害者補助犬の使用を拒んではならない。(ただし書きあり)

(2) 公共交通機関(第8条)

公共交通事業者等は、その管理する旅客施設、車両等を身体障害者が利用する場合の身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。(ただし、身体障害者補助犬の同伴により旅客施設若しくは車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。)

(3) 不特定多数の者が利用する施設(第9条)

不特定多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合の身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。(ただし書きあり)

(4) 事業所、住宅(第10,11条)

事業主又は住宅の管理者は、勤務又は居住する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

5 認定(第15,16条)

- ・厚生労働大臣は、良質な身体障害者補助犬を認定する法人(公益法人又は社会福祉法人)を指定。
- ・指定法人は、申請により、他人に迷惑を及ぼさない等認める場合には、身体障

害者補助犬を認定

- 6 その他（附則第1,3条）
 - ・平成14年10月1日施行（ただし、介助犬又は聴導犬の訓練に係る規定（第3～5条）は平成15年4月1日施行。不特定多数利用施設への義務付け（第9条）は、平成15年10月1日施行。）
 - ・平成16年9月30日までは、認定を受けていなくても「介助犬」又は「聴導犬」と表示可